

未来に残そう青い海ボランティアチーム会則

会員資格に関する細則

制定 平成 22 年 6 月 30 日

最終改正 平成 27 年 1 月 1 日

(入会資格)

- 第 1 条 児童等に対するミニ制服の着脱支援、環境紙芝居等の活動を勘案し、
20 歳以上の女性に限ることとする。(ただし、細則制定以前に会員であった
者を除く。)
- 2 支援事務局(以下「事務局」という。)と電子メールによる連絡がとれるこ
ととする。

(退 会)

- 第 2 条 個人の意思により、随時退会できるものとする。
- 2 退会は、次条に掲げる場合を除き、リーダー等と事務局に届出るものとし
る。

(会員資格の喪失等)

- 第 3 条 次に掲げる場合、リーダー等と事務局との協議を得て、会員資格を喪
失し退会とする。
- (1) 不法行為または、チームの活動に著しい障害となる行為をした者
 - (2) 最後の活動から 1 年間、正当な理由なく事務局からの連絡に回答のな
い者

